

「岐阜県木造住宅アドバイザー」認定要領

平成18年9月28日県流第311号
平成22年5月14日県流第145号一部改正
平成24年3月12日県流第702号一部改正
平成31年1月23日県流第660号一部改正
令和3年3月24日県流第743号一部改正

(趣旨)

第1条 健康や環境に対する関心の高まりを受け、人間や環境にやさしい近くの木を使用した木造住宅づくりに対する関心は着実に高まりつつある。こうした要請に応えるためには、木造建築に関する知識だけでなく、林業や木材の流通加工など幅広い知識を持つ人材が必要とされている。

そこで、「岐阜県木造住宅アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）を認定し、アドバイザーが県との協働により、県民への県産材利用啓発や相談等に対応できる体制を整備し、県産材住宅の建設促進に資することを目的とする。

(アドバイザーの活動)

第2条 アドバイザーは、次の活動を行うものとする。

- (1) 県民への県産材利用の普及・啓発
- (2) 県産材住宅の提案・相談
- (3) 県産材利用推進活動に係る県との協働活動

(申請資格)

第3条 アドバイザー認定の申請資格は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 県内に現在居住している者又は岐阜県内に本社若しくは営業所がある法人等に属している者（個人事業主を含む。）
- (2) 県産材を利用した住宅に関わる提案や相談などの活動を行っているか、行おうとしている者
- (3) 建築士法に規定する建築士の資格を有する者
- (4) 軸組工法等木造住宅の建築に10年以上従事した者
- (5) 県が作成し県民へ公開する認定者リストに、連絡先等の個人情報公開を承諾する者

(認定方法)

第4条 知事は、前条の認定資格を有する申請者のうち、県が実施する「岐阜県木造住宅アドバイザー」養成講座（以下「養成講座」という。）を修了した者をアドバイザーに認定するものとする。

ただし、知事が適当と認める者は、養成講座の受講を免除することができる。

- 2 養成講座の修了とは、講義3日間と現地研修1日の計4日間全ての受講が条件であるが、都合により現地研修のみが受講できなかった場合は、次年度に現地研修を受講した場合に限り、アドバイザーに認定することができるものとする。
- 3 知事は、認定者に対し、別に定めるアドバイザー証及び認定証を交付するものとする。

(認定等申請)

第5条 養成講座の受講及び認定を受けようとする者は、岐阜県木造住宅アドバイザー養成講座受講申込書兼認定申請書(別記様式1)を知事に提出するものとする。

(有効期間等)

第6条 認定の有効期間は、認定があった日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 アドバイザーの認定期間は3年間延長できるものとし、延長を希望する者は、有効期間満了の30日前までに岐阜県木造住宅アドバイザー認定期間延長申請書(別記様式2)を知事へ提出するものとする。

3 知事は、前項の申請を受理したときは、その申請者の県産材利用普及活動等の実施が認められる場合に、延長を認めるものとする。

(認定者名簿への登録・抹消)

第7条 知事は、アドバイザーの氏名等を岐阜県木造住宅アドバイザー認定者名簿(別記様式3)に登録する。

2 知事は、アドバイザーとしてふさわしくない行いがあった者について、認定証等を返還させ、認定者名簿から削除することができる。

3 知事は、アドバイザーが次の各号に該当する場合には、認定を抹消するものとする。

- (1) 認定の有効期間を経過した場合
- (2) 第3条の規定による条件を満たさなくなった場合
- (3) 認定者から認定抹消の申し出があった場合
- (4) 認定者が死亡した場合

(変更の届出)

第8条 アドバイザーは、認定者名簿に記載された事項に変更があったときは、当該変更があった日から30日以内に、岐阜県木造住宅アドバイザー認定者名簿の記載事項変更届(別記様式4)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の届により認定証等の記載内容に変更が生じた場合は、認定証等を再交付するものとする。

(アドバイザーの責務)

第9条 アドバイザーは、次の責務を負うものとする。

- (1) 公平かつ中立の立場で活動すること。
- (2) 活動の中で知り得た秘密等を他に漏らしてはならない。
- (3) 知識向上のため、県が開催する研修会等に積極的に参加すること。

(県の責務)

第10条 県は、アドバイザーの活動を円滑に進めるため、県民へアドバイザーの周知を図るとともに、アドバイザーに対して県産材に関する情報の提供等を行い、資質向上に協力するものとする。

(認定者名簿の管理)

第11条 認定者名簿の管理は、県産材流通課が行う。

(報告)

第12条 知事は、必要に応じてアドバイザーに活動状況について報告を求めることができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年9月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年8月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

岐阜県知事 様

岐阜県木造住宅アドバイザー養成講座受講申込書兼認定申請書

「岐阜県木造住宅アドバイザー」認定要領第5条の規定により、岐阜県木造住宅アドバイザー養成講座受講及び認定を申請します。

記

1 申請者情報

ふりがな			
氏名			
住所	〒		
生年月日	年 月 日生 (満 才)	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
所有資格	<input type="checkbox"/> 1級建築士 <input type="checkbox"/> 2級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 (所有する資格にチェックし、「資格証の写し」を添付してください。) <input type="checkbox"/> その他資格 (建築に関する資格を記入してください。)		
職歴	軸組工法等木造住宅建築の従事期間 年 月 (※ 条件:10年以上)		
過去の 申込状況	<input type="checkbox"/> 今回初めて <input type="checkbox"/> 以前にも申込 (年) <input type="checkbox"/> 昨年度講義 (3日間) を受講済、現地研修のみ不参加		

2. 携帯用認定証(名刺サイズ)の配布※ → 希望する ・ 希望しない (いずれかに○)

※携帯用認定証は、希望者のみに配布させていただきます。(A4サイズの認定証は全員配布)
希望する方は、顔写真1枚(縦3.0cm×横2.4cm、裏面に氏名を記載)をあわせて送付してください。

3. 事務所(勤務場所)連絡先

■ 県からの案内を希望する主な連絡方法※1 → FAX ・ 電子メール (いずれかに○)

項目	内容	備考
住所※2	〒	
事務所名(勤務先)※2		
電話番号※2		
FAX番号		
メールアドレス※3		

※1 FAXおよび電子メールが使用できない場合は郵送させていただきます。
また、案内の内容によってはご希望に添えない場合がございます。

※2 住所、事務所名(勤務先)、電話番号は県産材流通課HPで公開予定です。
公開を希望しない場合は、備考欄に「公開不可」と記載してください。

※3 後日、県から確認の電子メールを送付させていただきます。
受信拒否設定をしている場合、当課アドレス(c11545@pref.gifu.lg.jp)の受信許可をお願いします。

岐阜県知事 様

(認定番号) 第 _____ 号

(氏名) _____

岐阜県木造住宅アドバイザー認定期間延長申請書

「岐阜県木造住宅アドバイザー」認定要領第6条第2項の規定により、岐阜県木造住宅アドバイザーの認定期間の延長を希望するとともに、引き続き岐阜県木造住宅アドバイザーとして県産材利用普及活動等に努めることを誓約します。

記

1. 県産材利用普及活動等の実施（過去3年間）

①	県産材住宅建築実績（設計含む）	約 _____ 件
②	県産材に関する相談への回答	約 _____ 件
③	その他の県産材利用普及啓発活動 【記載例】岐阜県木造建築マイスター養成講座の自由参加講座へ出席した（H30.10） ※「その他の県産材利用普及啓発活動」は下記の活動を示します。 ・木造住宅や県産材に関する講演会、勉強会への出席、開催 ・県産材の普及を目的としたイベントの開催 ・「ぎふの木で家づくり支援事業」の普及、提案、活用 等	

2. 携帯用認定証(名刺サイズ)の配布※ → 希望する ・ 希望しない（いずれかに○）

※携帯用認定証は、希望者のみに配布させていただきます。（A4サイズの認定証は全員配布）
希望する方は、顔写真1枚（縦3.0cm×横2.4cm、裏面に氏名を記載）をあわせて送付してください。

3. 事務所（勤務場所）連絡先

■ 県からの案内を希望する主な連絡方法※1 → FAX ・ 電子メール（いずれかに○）

項目	内容	備考
住所※2	〒 _____	
事務所名（勤務先）※2		
電話番号※2		
FAX番号		
メールアドレス※3		

※1 FAXおよび電子メールが使用できない場合は郵送させていただきます。

また、案内の内容によってはご希望に添えない場合がございます。

※2 住所、事務所名（勤務先）、電話番号は県産材流通課HPで公開予定です。
公開を希望しない場合は、備考欄に「公開不可」と記載してください。

※3 後日、県から確認の電子メールを送付させていただきます。

受信拒否設定をしている場合、当課アドレス（c11545@pref.gifu.lg.jp）の受信許可をお願いします。

別記様式3

岐阜県木造住宅アドバイザー認定者名簿

認定番号		ふり 氏 かな 名	連 絡 先		勤 務 先		所有資格	摘 要
地域	番号 ○○○○		住 所 (自宅・勤務先)	電 話 F A X	所在市町村	名 称		

※ 地域は農林事務所名を記載する

別記様式 4

年 月 日

岐阜県知事 様

(認定番号) 第 _____ 号

(氏名) _____

岐阜県木造住宅アドバイザー認定者名簿の記載事項変更届

岐阜県木造住宅アドバイザー認定者名簿の記載事項が下記のとおり変更となりましたので、
「岐阜県木造住宅アドバイザー」認定要領第 8 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1 変更事項

変更前

変更後

2 変更が生じた日

年 月 日